

2026年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 被保佐人の訴訟行為に対する保佐人の同意の要否に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 被保佐人が訴えの提起をするには、保佐人の同意が必要である。
- 2 被保佐人が請求の放棄をするには、保佐人の同意が必要である。
- 3 被保佐人が自白をするには、保佐人の同意が必要である。
- 4 被保佐人が上訴の取下げをするには、保佐人の同意が必要である。

問2 訴状を却下する命令に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 訴状に、被告である株式会社の代表者の記載がない場合、相当の期間を定めてその期間に不備を補正すべきことを命じた上でなければ、訴状を却下することはできない。
- 2 原告が、訴えの提起の手数料を納付しない場合、相当の期間を定めてその期間に不備を補正すべきことを命じた上でなければ、訴状を却下することはできない。
- 3 訴状を却下する命令が確定した場合、原告は、その不備を補正した上で、再度訴えを提起することはできない。
- 4 訴状を却下する命令を発するためには、被告の意見を聴く必要はない。

問3 訴訟手続の中断に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 当事者である破産管財人（法定訴訟担当者）全員が解任された場合、訴訟手続は中断する。
- 2 法人である当事者が支配人によって訴訟追行している場合において、当該支配人が辞任したときは、訴訟手続は中断する。
- 3 当事者が法人でない社団であって単独の代表者の定めがある場合において、当該代表者が辞任したときは、訴訟手続は中断する。
- 4 被告が訴訟上の特別代理人によって訴訟追行している場合において、当該特別代理人が解任されたときは、訴訟手続は中断する。

問4 攻撃防御方法の提出時期に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 口頭弁論は、何回行われても、全体として一体性を有するので、当事者は攻撃防御方法を口頭弁論終結時までいつでも自由に提出することができる。
- 2 当事者が故意または重大な過失によって時機に後れて提出した攻撃防御方法は、これにより訴訟の完結を遅延させない場合でも、却下される。
- 3 攻撃防御方法は、裁判所によって定められた期間内に一括して提出しなければならない。
- 4 控訴審で提出された攻撃防御方法が時機に後れたものかどうかは、第一審、控訴審全体を通じて判断される。

問5 民事訴訟法第220条4号ニの自己利用文書に関するつぎの決定（以下「本決定」という。）について述べた記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法二二〇条四号ハ〔現行同号ニ〕所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』に当たると解するのが相当である。」

（最決令和11年11月12日民集53巻8号1787頁より抜粋）

- 1 本決定は、所持者側の不利益のほかに、訴訟における当該文書の証拠としての重要性、代替証拠の有無、当事者間の衡平、社会的見地から見た真実発見の重要性などの要素を加えた比較較量をするべきであるとの考え方に立つ。
- 2 本決定の考え方に立つと、文書の所持者が外部に開示しないと決めて作成した文書については、文書提出命令の対象とすることができない。
- 3 本決定からは、文書に関する保護法益が個人のプライバシーや個人ないし団体の自由な意思形成である場合に限って自己利用文書とするのか、それ以外の保護法益がある場合にも自己利用文書とする余地を認めるかは分からない。
- 4 本決定は、特段の事情がないことを自己利用文書の積極要件としたものである。

問6 裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 判決及び決定が裁判所（受訴裁判所）による裁判であるのに対し、命令は、裁判官が裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の資格とする裁判である。
- 2 判決は、言渡しによって、決定及び命令は、相当と認める方法で当事者に告知することによって、それぞれの効力が生じる。
- 3 判決及び決定は、原則として口頭弁論による審理が必要である。
- 4 判決に対する上訴は、控訴及び上告であり、決定及び命令に対する上訴は、抗告及び再抗告である。

問7 多数当事者訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 甲の乙に対する訴訟の係属後にされた甲の丙に対する訴訟を追加して提起する旨の申立ては、両訴訟につき民事訴訟法第38条所定の要件が具備する場合であっても、乙に対する訴訟に当然に併合される効果を生ずるものではない。
- 2 甲乙間の訴訟に丙が甲を被参加人として補助参加をした場合、甲の控訴期間を経過した後は、たとえ丙が判決の送達を受けてから2週間を経過していなくても、控訴をすることができない。
- 3 株主甲が株式会社乙に対して提起した株主総会決議無効確認の訴えにおいて、他の株主丙は、共同訴訟参加の申出をして、甲の共同訴訟人として参加することができる。
- 4 債権者甲が債務者乙に代位して第三債務者丙に対し提起した訴訟に、乙が、独立当事者参加して、丙に対し甲の丙に対する訴えと訴訟物を同じくする訴えを提起することは、重複起訴の禁止に触れるため許されない。

問8 上告に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 第一審裁判所が簡易裁判所である場合の上告裁判所は、最高裁判所である。
- 2 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、控訴審で敗訴した当事者は、控訴審の判決に最高裁判所の判例と相反する判断があることを上告理由として、上告を申し立てることができる。
- 3 上告裁判所が最高裁判所である場合、上告を認容して原判決を破棄する場合といえども、口頭弁論が開かれることはない。
- 4 上告裁判所は、上告人又は附帯上告人の不服申立ての限度においてのみ原判決を破棄することができる。

問9 控訴の利益について7行以内で説明しなさい。

[刑事訴訟法]

問1 捜査に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 任意で行う被疑者の取調べは、強制手段によることができないだけでなく、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び程度においてのみ許容される。
- 2 不要物として公道上のごみ集積所に排出されているごみについては、通常、そのまま他人にその内容を見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、捜査機関は遺留物として領置することができる。
- 3 おとり捜査は、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象に行われる場合には、任意捜査として許容されうる。
- 4 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察する捜査手法は、有形力の行使を伴わず、荷送人や荷受人を制圧して行うものではないため、必要かつ相当な限度であれば、任意捜査として許される。
- 5 私人が所有・使用する自動車に承諾を得ることなくGPS端末を取り付け、その位置情報を検索し、把握する捜査手法は、公権力による私的領域への侵入を伴うものであり、刑事訴訟法上の「検証」と同様の性質を有するものではあるが、同時に「検証」では捉えきれない性質を有することも否定し難いため、検証令状でこれを行うのは妥当ではない。

問2 逮捕・勾留に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 過去に逮捕状の請求または発付があった事件についても、一定の事情があれば、再度、逮捕状が発付される場合がある。
- 2 現行犯人については、捜査機関のみならず、私人もこれを逮捕することができる。
- 3 検察官、検察事務官または司法警察職員は、法律が定める一定の重大な罪を犯したと疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合、直ちに裁判官に逮捕状を請求しなければならない。
- 4 逮捕に続いて勾留された被疑者は、勾留期間中に保釈の請求をすることができる。
- 5 被疑者を勾留するとき、拘置所または拘置支所に代えて、都道府県警察に設置された留置施設に収容することができる。

問3 捜索・差押えに関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 検察官、検察事務官または司法警察職員が、裁判官の発付する令状により捜索を行うとき、被疑者または弁護人は、その捜索に立ち会うことができる。ただし、身体の拘束を受けている被疑者はこの限りではない。
- 2 裁判官が発付する捜索差押許可状には、被疑事実の要旨を記載する必要はない。
- 3 捜査機関が、被疑者が宿泊しているホテルの客室を捜索の対象とする捜索令状の発付を受けてこれを執行する際、客室内にいる被疑者に来意を告げないまま、ホテルの従業員の協力を得てマスターキーでドアを解錠して室内に侵入し、その後に被疑者に対して捜索令状を提示しても適法とされる場合がある。
- 4 被疑者の自宅を捜索の対象とする捜索令状が発付され、司法警察職員が令状を被疑者に提示して捜索を開始したところ、その捜索の最中に被疑者宅に荷物が配達され、被疑者がそれを受領して室内に置いた。この場合、被疑者の自宅に対する捜索令状の効力によって、配達された荷物の中を捜索することも許される。
- 5 被疑者を現行犯逮捕したことに伴って、刑事訴訟法第220条第1項第2号の規定に基づき、被疑者が所持していたカバンの中を無令状で捜索する場合、逮捕現場付近の状況に照らして、その場で直ちに捜索を実施することが適当でないときは、被疑者を逮捕現場から捜索の実施に適する最寄りの場所まで連行した後に捜索を実施することが許される。

問4 訴因に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 殺人の共同正犯の訴因について、実行行為者を「甲または乙、あるいはその両名」と記載しても、訴因の特定に欠けるところはない。
- 2 検察官は、起訴状に数個の訴因を「AまたはB」として択一的に記載することができる。
- 3 裁判所が起訴状に記載された訴因と異なる事実を認定しようとするとき、審判対象の画定という見地からは訴因変更が不要な場合であっても、その事実が一般的に見て被告人の防御にとって重要な事項にあたる場合は、具体的な審理の経過などにかかわらず、必ず訴因を変更しなければならない。
- 4 裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、検察官に訴因を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 窃盗の訴因で公訴を提起したとき、これと牽連犯の関係にある住居侵入の事実を訴因として追加することを検察官が請求した場合、裁判所は原則としてこれを許さなければならない。

問5 公判前整理手続に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 公判前整理手続は、被告人に弁護人がなければ行うことができない。
- 2 公判前整理手続において、裁判所は、検察官、被告人または弁護人に証拠調べの請求をさせるだけでなく、請求された証拠を公判で取り調べるか否かの決定も行う。
- 3 公判前整理手続において、被告人の供述録取書等は、刑事訴訟法第316条の15第1項に列記されたいわゆる類型証拠に該当するため、被告人または弁護人から開示の請求があった場合、事情の如何を問わず、検察官は直ちにすべて開示しなければならない。
- 4 公判前整理手続において、被告人または弁護人は、公判期日においてすることを予定している主張があるときは、裁判所および検察官に対し、これを明らかにしなければならない。
- 5 公判前整理手続に付された事件については、やむをえない事由によって公判前整理手続において請求できなかったものを除き、公判前整理手続が終わった後に証拠調べを請求することができない。

問6 証拠と証明に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 証拠の証明力は、原則として裁判官の自由な判断に委ねられている。
- 2 裁判所が有罪を認定するには、犯罪事実の存在について合理的な疑いを差し挟む余地がない程度の証明がなされる必要がある。
- 3 証拠の証拠能力を基礎づける事実については、いわゆる「厳格な証明」が常に必要とされるわけではない。
- 4 違法性阻却事由や責任阻却事由に該当する事実については、その不存在について検察官が挙証責任を負う。
- 5 被告人の前科の存在を示す資料は、起訴されている犯罪事実と同一の罪名による前科であれば、自然的関連性が認められ、被告人と犯人の同一性を証明する証拠として用いることが常に許される。

問7 自白に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 被告人が犯罪事実の全部または主要部分を直接認める内容の供述であれば、その供述がなされた時期や形式を問わず、刑事訴訟法第319条にいう「自白」に該当する。
- 2 刑事訴訟法第319条第1項が「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意になされたものでない疑のある自白」の証拠能力を否定したのは、これらの自白は虚偽の内容を含む危険が大きいためである。
- 3 取調べの手続過程に重大な違法がある場合、これによって得られた自白の証拠能力については、刑事訴訟法第319条第1項のいわゆる自白法則とは別に、違法収集証拠排除法則の適用を論じる余地がある。
- 4 刑事訴訟法第319条第2項は、公判廷における自白であると否とを問わず自白が唯一の証拠である場合には有罪とされない旨を規定しているが、憲法第38条第3項は、公判廷外における自白についてのみ、補強証拠を要求している。
- 5 被告人Xが犯行を否認しているとき、Xの犯行を証明する証拠が共犯者とされるYの「自分がXと共に本件犯罪を実行した」旨の証言しかない場合、その証言のみで有罪の心証が形成できたとしても、刑事訴訟法第319条第2項が類推適用されるため、Xを有罪とすることはできない。

問8 伝聞法則とその例外に関する次の1から5の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 謀議行為の現場における被告人の「Vはもう殺してもいいやつだ」「Vの襲撃は拳銃をもってやる」という発言を直接知覚したWの公判期日における供述は、被告人がそうした内容の発言をしたこと自体を要証事実とする場合であれば、伝聞供述にあたらぬ。
- 2 検察官の面前における供述を録取した書面で、供述者の署名または押印のあるものが伝聞証拠にあたる場合は、その供述者が死亡したり、国外にいたりするため公判準備または公判期日において供述することができないとき、これを証拠とすることができる。ただし、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。
- 3 司法警察職員が行った実況見分の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、証拠とすることができる。
- 4 被告人の自白を内容とする供述を録取した書面で、被告人の署名または押印のあるものは、それが伝聞証拠にあたる場合であっても、その供述が任意になされたものでない疑いがなければ、証拠とすることができる。
- 5 刑事訴訟法第328条によって「証明力を争うための証拠」として証拠とすることができるのは、信用性を争う供述をした者のそれと矛盾する内容の供述が、同人の供述書、供述録取書（刑訴法が定める要件を満たすものに限る）、または同人の供述を聞いたとする者の公判期日の供述、またはこれと同視し得る証拠の中に現れている部分に限られる。

問9 確定判決の一事不再理効が、審判対象である訴因だけでなく、訴因と「公訴事実の同一性」が認められる範囲にまで及ぶのはなぜか。その理由を7行以内で説明しなさい。